

議会だより

特別号

発行：大口町議会
平成27年3月



議会基本 条例を

つくり
ました

この条例により
開かれた議会を約束します。

- ▶住民と議員が自由に意見を交換する場を設けます。
- ▶議会報告会を開催します。
- ▶議員間討議を行い、町政の監視、評価、政策立案・提言を行います。



町民の皆さんに、少しでも親しんでいただける議会、気軽に話しかけてもらえる議会をどうしたらつくっていただけるのか、常日ごろから議員みんなで考えていました。

地方分権の時代を迎えて、真剣に議会基本条例の策定に取り組み、今ようやくこの条例ができあがりました。大口町議会の憲法のような決まりごとです。一度読んでみてください。そして、今までよりわずかでも良いですから、これからの町議会活動をご覧になってください。これまで以上に、議員一同活動していきます。

どうぞ皆さん、積極的な叱咤激励をお願いいたします。

平成26年12月

大口町議会議長 倉 知 敏 美

平成22年 5 月	議会基本条例検討特別委員会が設置され、検討が始まる
※平成22年度は、特別委員会を2回開催する	
平成23年 4 月	町議会議員選挙
※平成23年度は、特別委員会を4回開催する	
※平成24年度は、特別委員会を4回開催する	
平成25年 4 月	議会基本条例策定特別委員会に名称が変更となる
平成26年 3 月	初の議会報告会を開催する
※平成25年度は、特別委員会を12回、勉強会を3回開催する	
平成26年 8 月	条例案などをつくる起草小委員会と意見交換会を進める議会報告会準備会を立ち上げる
平成26年10月	2回目の議会報告会の開催や議会基本条例のパブリック・コメントを実施する
平成26年11月	議会基本条例説明会を開催する
平成26年12月	定例会最終日に委員会提出議案として提出し、全員賛成で可決する

Q1 そもそも議会基本条例って何？

議会基本条例は、議会活動の理念、原則、制度などの基本的な事項を定めている条例です。

Q2 議会基本条例は、なぜ、制定されるようになったの？

国への権限の集中から、地方公共団体に権限が大きく移されようとする中、地方議会が担う役割も大きくなってきています。これに対応して、議会改革を積極的に進める議会が現れ、議会からの積極的な情報発信などの取り組みが全国的に広まっています。

そして、その議会改革の取り組みを継続、発展させることを目指して、議会基本条例を制定しようという動きが大きな広がりを見せています。

Q3 なぜ、大口町議会に議会基本条例が必要な の？

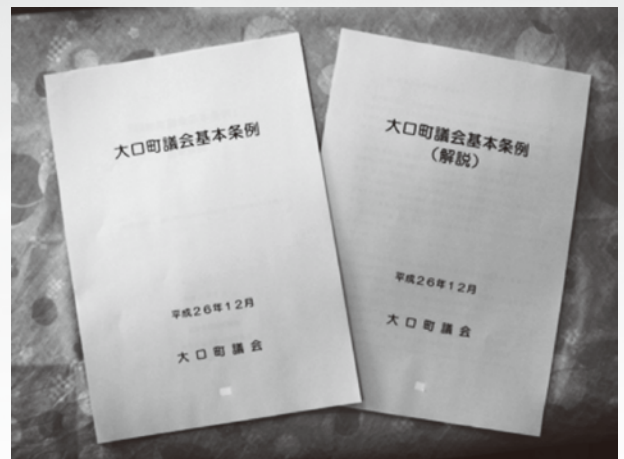
町議会のこれまでの改革の取り組みは、議会の活性化に大きな役割を果たしてきました。議会改革の理念やこれらの取り組みを議会基本条例として定めることにより、不変のルールとして、議会改革の動きを後退させることなく、継続させることができます。また、条例にすることにより、議会だけにとどまらず、住民の皆さんや執行機関を含めた大口町全体のルールとすることができます。

Q4 議会基本条例を制定したら終わりの の？

条例をつくったから終わりではなく、議会や行政の取り組みが町民の生活にどのような変化をもたらしたかを検証しながら、意見交換ができる議会報告会を定期的 to開催します。議会中継やホームページによる情報の発信など、できるところから改革をしていきます。

***** 議会基本条例の規定内容 *****

- ・ 議会・議員の活動原則
- ・ 住民と議会の関係
- ・ 執行機関と議会及び議員の関係
- ・ 重要施策の審議等
- ・ 議会における自由討議の拡大
- ・ 議会の組織 など



町の議会基本条例と解説



基本条例説明会の様子

● ● ● 目 次 ● ● ●

前 文	5
第 1 条 目的	5
第 2 条 議会の活動原則	6
第 3 条 議員の活動原則	6
第 4 条 住民と議会の関係	7
第 5 条 執行機関と議会及び議員の関係	7
第 6 条 重要施策の審議等	8
第 7 条 議会の議決事件	8
第 8 条 議会における自由討議の拡大	9
第 9 条 議会の組織	9
第 10 条 議員定数	9
第 11 条 議員報酬	10
第 12 条 政務活動費	10
第 13 条 議会事務局の体制整備等	11
第 14 条 議員の研修等	11
第 15 条 議会広報の充実	11
第 16 条 議員の政治倫理	12
第 17 条 最高規範性	12
附 則	12
用語説明	13

【 解 説 】

本条例は、前文、第1条から第17条までの17の条文と附則で構成されています。

まず、第1条で目的を定めています。第2条と第3条で住民の代表である議会議員の責務や議員の活動原則を定め、第4条で議会の説明責任、住民の議会参画、議会報告会など住民と議会の関係を定めています。

その議会の責務や活動を最大限に発揮し、議決機関としての役割を適切に果たしていくため必要な事項を第5条から第16条で定めています。

17条には、町議会における最高規範であることを宣言し、議会に関する他の条例や規則などの制定、改廃に当たっては、この条例との整合性を図ることを定めています。

附則には、平成27年4月26日執行予定の第18回統一地方選挙改選後における新議員の任期から適用するため、5月1日から施行するよう定めています。

▶ 大口町議会基本条例（前文）

地方議会は、*二元代表制のもと、住民主権を基礎とし、住民の信託を受けて活動する住民の代表機関であり、*合議制による*議事機関である。また、町長その他の*執行機関（以下「執行機関」という。）と独立、対等な関係を保ち、*監視機能と立法機能を十分に兼ね備えた地方自治の実現を目指すものである。

大口町議会は、議会のあるべき姿について徹底した議論を行いながら、積極的に住民へ情報発信することによって、住民と協働の*まちづくりを推進し、議会の意思決定における説明責任を果たす必要がある。

ここに我々は、公正で透明、開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべくこの条例を制定する。この条例に定める議会運営のルールを遵守し、実践することによって、住民から信頼され、存在感のある議会を築くために不断の努力を惜しまないものとする。

【 解 説 】

大口町議会基本条例とは、議会に関する基本的事項を総合的・体系的に規定する条例です。

この条例を制定する背景、経緯、必要性等を示し、町議会の決意を表明したもので、大口町議会がこの条例を制定する理由、決意を述べています。

本条例での「住民」とは、次の3つの者をいいます。

- ア 大口町内に居住する個人
- イ 大口町内で営利を目的としない活動を継続的に行う住民団体
- ウ 大口町内で公益、非営利又は営利を目的に活動している事業所

▶ 目 的

第1条 この条例は、住民に身近な自治体における議会及び議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、住民全体の立場に立って*執行機関の活動を*監視するとともに、大口町の住民の福祉の向上及び持続的で豊かな*まちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【 解 説 】

この条例が、住民の福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりに寄与することを目的とし、住民に信頼され開かれた議会の役割を果たすために、必要な議会運営の基本的な事項を定めることを明らかにしています。

▶ 議会の活動原則

第2条 議会は、住民を代表する*議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた住民に開かれた議会及び住民参加を推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、前項の活動に当たっては、住民に必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させるとともに、住民とともに*まちづくりの活動を推進するため、住民参加と協働を基軸にした議会運営に努めなければならない。

【解説】

- 1 議会が住民を代表する議事機関であることを自覚し、住民に開かれた議会を推進することを定めています。
- 2 議会は、住民参加と協働を基軸とし、町政に関する情報を広く住民に提供するとともに、開かれた議会運営を推進することを定めています。

▶ 議員の活動原則

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び*合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討論を重んじなければならない。

2 議員は、町政全般について、その課題並びに住民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自らの能力を高め、住民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、住民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

【解説】

- 1 議会は「言論の府」であり、合議制であることから、その特性を生かして町政の論点、争点を明確にするため、議員の自由な討議を尊重しています。
- 2 議員は、町政全般にわたり多様な住民の意思を把握するとともに、議員としての資質の向上に努め、住民の代表者としてふさわしい活動をとることを定めています。
- 3 議員は、町政全般に目を配り、個別的な事案の解決ばかりではなく、住民全体の福祉の向上を目指して活動することを定めています。

▶ 住民と議会の関係

- 第4条 議会は、次に掲げる事項に留意し、住民の議会活動への参加を推進するものとする。
- (1) 議会の本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場を原則として公開すること。
 - (2) 積極的な情報の公開及び提供に努めること。
 - (3) 議会活動への参加を推進する際には、全ての住民が等しくその利益を享受できるよう配慮すること。
- 2 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条で定める委員会のほか、住民及び議員が自由に意見及び情報を交換する場を設けることができる。
- 3 議会は、住民から請願及び陳情が提出されたときには、これを住民の政策提案と受け止め、必要に応じて、*住民の意見を聴く機会を設けることができる。
- 4 議会は、住民に対する議会報告会を開催して議会の説明責任を果たすとともに、住民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

【 解 説 】

- 1 住民の議会活動への参加を推進するため、議会の本会議等の原則公開、積極的な情報の公開等及び参加の利益を等しく受けられるよう配慮することを定めています。
- 2 日常の議員活動により把握できる住民の意見や考え方には、量的にも範囲的にも限界があるので、住民と議会が自由に意見や情報を交換できる場を定めています。
- 3 住民からの請願・陳情を政策提言として位置づけ、提案者の意見を聴く機会を設けることができることを定めています。
- 4 議会として説明責任を果たし、多様な住民意見を聴取する場として議会報告会を開催することを定めています。

▶ 執行機関と議会及び議員の関係

- 第5条 議会の本会議において議員が行う*執行機関への一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。
- 2 議長から本会議、常任委員会又は特別委員会への出席を要請された*執行機関は、議員の質問に対し議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して、論点をわかりやすくするため、問うことができる。

【 解 説 】

- 1 本議会における一括質問・一括回答は、町政上の論点・争点^{あいまい}が曖昧になる恐れがあり、これらを明確にしていくために、質問は一問一答方式で行うことを定めています。
- 2 執行機関は、議長又は委員長の許可により議員の論点・争点をわかりやすくするために逆に問うことができることを定めています。

▶ 重要政策の審議等

第6条 *執行機関は、総合計画その他重要な政策を策定しようとするときは、あらかじめ議会の意見を聴くよう努めなければならない。

2 *執行機関は、議会の議決を得るべき政策案を提出し、又は前項の規定により意見を聴こうとするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の維持管理を含めた財源計画

3 議会は、前項の政策等の提案を審査するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【 解 説 】

- 1 住民の意見や考え方が組み込まれた政策が求められていることから、重要政策を策定する場合は、執行機関は事前に議会の意見を聴くように定めています。
- 2 重要政策を審議する場合は、慎重かつレベルの高い論議が行えるように、執行機関は政策決定の過程から将来コストまでの7項目にわたる情報を提供することを定めています。
- 3 議会は、執行機関から提供された情報を踏まえ、立案、執行における論点、争点を明確にするとともに、執行後における政策評価に役立つような審議に努めることを定めています。

▶ 議会の議決事件

第7条 法第96条第2項に規定する議会の*議決事件は、別に条例で定めるものとする。

【 解 説 】

地方自治法第96条第2項では、条例で議会の議決事件を追加指定できると規定しています。この規定により別の条例で議決事件を追加することを定めています。

▶ 議会における自由討議の拡大

第8条 議会は、議員による言論の府であることを認識し、議員間の十分な討議を通じて、町政の*監視評価、政策立案及び政策提言等を積極的に行うものとする。ただし、議長は、執行機関の出席が必要と認めるときは、出席の要請を行うものとする。

【解説】

議会における自由討議による十分な討議を通じて町政の監視評価等を積極的に行うとともに、必要と認めるときは、執行機関の出席の要請を行うことを定めています。

▶ 議会の組織

第9条 議会は、社会経済の変化等により新たに生じる課題に迅速かつ柔軟に対応するため、委員会の設置並びに*参考人及び公聴会の制度の活用を努めなければならない。

【解説】

議会は、効率的な審査を行うため、各種委員会を設置するとともに、公聴会や参考人制度を活用し、課題に迅速かつ柔軟に対応することを定めています。

▶ 議員定数

第10条 議員定数は、大口町議会議員定数条例(平成14年大口町条例第1号)で定めるものとする。

- 2 議員定数の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、機能を発揮するため、人口、面積、財政力、住民意見等を総合的に判断して、適正な定数を決定するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、法第74条第1項の規定による住民の直接請求及び*執行機関が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員が提出するものとする。

【解説】

- 1 平成23年の法改正前は、法が定める大口町議会の議会議員定数の上限は26人でしたが、本町議会では平成19年から条例により議会議員定数を15人と定めています。
- 2 議員定数の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、機能を発揮するため、人口、面積、財政力、住民意見などを総合的に判断して、適切な定数を決定することを定めています。
- 3 議員定数の条例改正議案は、住民の直接請求及び執行機関が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員が提出することを定めています。

▶ 議員報酬

第11条 議員の報酬は、大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年大口村条例第1号)で定めるものとする。

2 議員報酬の改正に当たっては、議会が有する役割、責任、住民意見等を考慮するとともに、町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他の市町村の動向、町の財政状況等を総合的に判断して、適正な議員報酬を決定するものとする。

3 議員報酬の条例改正議案は、法第74条第1項の規定による住民の直接請求及び*執行機関が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員が提出するものとする。

【 解 説 】

1 議員報酬については別に条例で定めています。

2 議員報酬の改正に当たっては、議会が有する役割、責任、住民意見などを考慮するとともに、町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他の市町村の動向、町の財政状況等を総合的に判断して、適正な議員報酬を決定することを定めています。

3 議員報酬の条例改正議案は、住民の直接請求及び執行機関が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員が提出することを定めています。

▶ 政務活動費

第12条 政務活動費は、議員個人に対して交付するものとする。

2 議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

3 議員は、政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に住民に対して使途の説明責任を負うものとする。

【 解 説 】

1 政務活動費を議員個人に交付することを定めています。

2 議員は、政務活動費を活用し、調査研究を積極的に行うことを定めています。

3 議員は、政務活動費を適切に執行し、住民に説明責任を負うことを定めています。

▶ 議会事務局の体制整備等

第13条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査、立法機能の強化及び組織体制の整備をするよう努めなければならない。

2 議会は、*二元代表制の趣旨を踏まえ、*議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めなければならない。

【解説】

1 議会及び議員の政策形成機能や執行機関に対する監視機能等を高めるため、これを補佐する議会事務局の体制を強化することを定めています。

2 議会又は議員の活動を支援するため、必要な措置を講じるよう定めています。

▶ 議員の研修等

第14条 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員の研修及び政策研究(以下「研修等」という。)の充実に努めるものとする。

2 議員は、研修等を行ったときは、研修報告を議長に提出するものとする。

【解説】

1 議会は、行政が質的にも高度化している状況を踏まえ、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員研修と政策研究の機会を積極的に設けるよう努めることを定めています。

2 議員は、研修を行ったときは研修報告を議長に提出することを定めています。

▶ 議会広報の充実

第15条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に住民に対し周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの住民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

1 議会は、町政の争点、論点などの重要な情報を議会の立場から、継続的に住民へ提供することを定めています。

2 議会は、情報技術の発達に合わせ、多様な広報手段を活用することにより、住民が議会と町政に関心を持つよう議会広報の充実に努めることを定めています。

▶ 議員の政治倫理

第16条 議員は、住民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、住民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解説】

議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、住民の疑惑を招くことのないよう行動することを定めています。

▶ 最高規範性

第17条 この条例は、議会運営に関する最高規範であって、議会は、この条例で定める目的、原則等を実現するために必要な事項について条例、規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

2 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認めるとき、若しくは最長4年に1回は、この条例及び大口町議会会議規則（昭和62年大口町議会規則第1号）の改正その他必要な措置を講じなければならない。

【解説】

1 この条例は議会運営における最高規範であり、この目的、原則等に則して、議会運営の仕組みを体系的に整備することを定めています。

2 議会は、この条例を遵守した議会運営に努め、必要に応じて条例等の改正等の措置を講じることを定めています。

▶ 附 則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

【解説】

平成27年の町議会議員選挙による議員の改選後から適用します。

「施行」とは、法令の効力を現実に一般的に発動させること。法令は、それが公布され、施行されてはじめて効力を発生するものです。

○二元代表制

町長と議員は、直接住民から選ばれます。二元代表制とは、議員で構成される議会（議事機関）と町長（執行・行政機関）を並列的に配置し、相互に抑制・均衡（チェック・アンド・バランス）しながら、行政の運営に当たっていくことを狙いとする制度です。

○合議制

合議制とは、複数の人による協議のことで、話し合いによってものごとを決定することをいいます。本会議や常任委員会は合議制です。

○議事機関

議事機関とは、団体の意思を決定する機関のことであり、国の国会や地方公共団体の都道府県議会、市町村議会がこれに当たります。

○執行機関

執行機関とは、町の施策や事務を行う権限を持つ機関のことをいいます。町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会などがこれに当たります。

○まちづくり

まちづくりとは、住みよいまち・豊かな地域社会をつくるための道路、公園、建物などの空間の創造と、その空間において展開される文化、環境、自然などに配慮した町民のための暮らしの創造をいいます。

○監視、監視評価等、監視機能等

議会は、執行機関である長に対して、検査権や監査請求権などを通して監視し、執行の状況を踏まえて条例などの制度や執行のあり方について評価し、必要に応じて見直す活動をするものです。

○意見を聴く機会、参考人及び公聴会

公聴会とは、本会議または委員会において、一定の事項について判断、決定する場合に、広く利害関係者や学識経験者などの賛成・反対それぞれの立場の人から交互に意見を聴き、参考とすることをいいます。

参考人とは、本会議または委員会において、調査や審査のため必要があると認めた場合に、利害関係者や学識経験者などの第三者に参考人として出頭を求め、意見を聴くことをいいます。

○議決事件

法第96条第2項では、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき、議会の議決すべきものを定めることができると規定されています。

議会報告会を開きます



議会報告会の様子(健康文化センター)

議会中継・録画が見られます



YouTubeでの画面

大口町議会基本条例

(平成 27 年 5 月 1 日施行)



委員	副委員長	委員長	議会広報常任委員会	議長	発行責任者
齊岡	前田	吉田		長倉	
木一	孝新	伊藤		知敏	
三夫	生正	藤浩		美	
		丹羽			
		孝			